

北海道千歳リハビリテーション大学研究倫理審査委員会規程

平成29年2月25日
理事会規程第22号

(目的)

- 第1条 この規程は、学則第56条第3項に基づき、研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。
- 2 委員会は、医学の研究の倫理審査を行うことに関する重要事項について審議する。

(組織)

- 第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 学部長
 - (2) 学部長が指名する教員
 - (3) 外部委員（法律の専門家あるいは人文・社会科学の有識者）
 - (4) 事務局長
- 2 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

- 第3条 第2条第1項第3号に該当する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査)

- 第4条 本学において、医学の研究（学生が行う卒業研究を含む。）を行うときには、研究代表者（卒業研究にあつては指導教員）は、事前に委員会に申し出て、倫理審査を受けなければならない。
- 2 委員会は、研究があるべき倫理的配慮及び科学的妥当性が確保されているかを審査し、適否を判定し、研究代表者に回答するものとする。
- 3 委員会は、審査に際し、学外の学識経験者の意見を求めることができる。

(研究者の責務)

- 第5条 研究代表者は、研究の実施に当たって、倫理審査結果を添えて、学長に実施の許可を申請しなければならない。研究計画に変更がある場合も、許可を得るものとする。

(委員会の開催)

- 第6条 委員会は、4ヶ月ごとに年3回開催する。なお、委員長が必要と認める場合には委員会を開催することができる。

(会議)

- 第7条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数

のときは議長の決するところによる。

(秘密保持)

第8条 委員会の構成員は、研究審査の段階で知りえた事実等について、秘密を保持しなければならない。

(作業部会)

第9条 委員会に、その職務を円滑に行うため、作業部会を設けることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(改正)

第12条 この規程の改正は、委員会の発議により、学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年8月31日大学設置認可の日から施行する。